民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条の規定に基づき、 枚方市学習環境整備 PFI 事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、 特定事業の選定における評価の結果を公表します。

平成 19 年 8 月 1 日

枚方市長職務代理者 枚方市副市長 木下 誠

## 特定事業の選定について

## 第1. 特定事業の名称

枚方市学習環境整備 PFI 事業(以下「本事業」といいます。)

## 第2. 事業の概要

#### 1. 事業目的

本事業は、夏季の暑気対策をはじめ年間を通じて子どもたちの学習の場である学校園の普通教室等に、空気調和設備を全校一斉に導入し、安全で快適な学習環境を 実現することを目的としています。

また、市は「環境保全都市」をまちづくりの基本方針のひとつとして掲げ、豊かな自然環境を保全し、持続的に発展可能な社会の構築を目指していることから、空気調和設備導入に併せ、緑のじゅうたん、緑のカーテン、植樹を行い環境負荷軽減に取り組むとともに、環境教育・学習指針である枚方市学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)と融合させた環境学習企画支援等運営業務を実施することによって環境学習の充実を図り、環境保全に対する意識の向上を目指します。

### 2. 整備等の概要

### (1) 事業対象校

枚方市内の市立幼稚園、小学校、中学校(以下「対象校」といいます。)

#### (2)事業範囲

市は、対象校において、空気調和設備及び校内緑化(「緑のじゅうたん」、「緑のカーテン」及び「植樹」)(以下、空気調和設備及び校内緑化を総称して「対象設備」といいます。)の整備・維持管理及び「環境学習企画支援等」の運営業務を行うにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」といいます。)に基づく PFI 事業として、枚方市学習環境整備 PFI 事業を実施します。

対象となる事業の範囲の概要は次のとおりとし、整備後の対象設備等の所有権の 移転を含みます。詳細は、要求水準書において提示します。なお、下記業務の遂行 に際しては、対象校との調整も含みます。

#### <対象設備の整備等>

## ア.空気調和設備整備

対象校の普通教室、養護教室、特別教室、多目的室、職員室、遊戯室等を対象とした空気調和設備と、それに伴う電気設備(既設の改修を含む。)及び対象校の自家用電気工作物の保安管理を対象とします。

#### 設計業務

- ・設計のための現況調査
- ・施工に係る設計
- ・工事図面の作成

# 施工業務

・ 空気調和設備の施工

施工には、空気調和設備の導入に伴う、一切の工事(エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等)を含みます。

## 工事監理業務

・施工に係る工事監理

# 維持管理業務 (既設空気調和設備を含む。)

- ・ 点検、保守、修繕その他一切の設備保守管理(フィルター清掃・消耗品交換等)
- ・ 緊急時対応 (問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等)
- ・ 空気調和設備の運用に係るエネルギー使用量の計測・記録
- ・ 空気調和設備の運用に係る機器稼働時間の計測・記録
- ・ 自家用電気工作物の保安管理業務 (電気保安法人の選定も含む。)

空気調和設備の運転に必要となるエネルギーの費用については、市が負担します。

# イ.緑のじゅうたん整備

## 設計業務

- ・設計のための現況調査
- ・施工に係る設計
- ・ 工事図面の作成

#### 施工業務

- ・ 土壌改良 (暗渠排水管工事を含む。)
- ・芝生の張り付け
- ・ 給水工事(散水栓を含む。)
- ・ 雨水利用設備の設置
- ・ 維持管理備品の調達

## 工事監理業務

・施工に係る工事監理

# 維持管理業務

- ・ 目土、肥料の調達及び散布
- ・芝生の刈り込み、処分
- ・エアレーション
- ・芝生張りの補修

維持管理業務については、既設小学校7校(殿山第一小学校、山之上小学校、 交北小学校、船橋小学校、山田東小学校、東香里小学校、伊加賀小学校)の維 持管理も含めます。

除草、散水については市が行います。

# ウ.緑のカーテン整備

# 設計業務

- ・設計のための現況調査
- ・施工に係る設計
- ・ 工事図面の作成

## 施工業務

- ・ネット等の設置
- ・ プランターの設置 (用土を含む。)
- ・ 雨水利用設備の設置

# 工事監理業務

・ 施工に係る工事監理

# 維持管理業務

- ・ネット等の設置、撤去
- ・ プランターの設置(用土を含む。) 撤去
- ・ 片付け (用土については再生土壌の使用も可能。)

苗の購入、植込み、水遣り、追肥については市が行います。

# 工.植樹整備

植樹整備

# ・植樹木の調達、植付、養生

植樹の整備には、維持管理業務は含みません。

# <市の指定する運営業務>

# 才.環境学習企画支援等

空気調和設備の省エネ運用企画支援業務 学校版環境マネジメントシステムに対する支援業務 環境学習会等の開催支援業務

表 1 事業範囲概要

業務	対象校		
	幼稚園	小学校	中学校
ア.空気調和設備整備			
イ.緑のじゅうたん整備			
ウ.緑のカーテン整備			
工.植樹整備			
才.環境学習企画支援等			

注) は各対象校にて実施すべき業務を示します。

# 3. 事業方式

本事業は、選定事業者が、対象設備の整備を行った後、市にその所有権を移転し、 事業期間中に係る維持管理業務並びに市の指定する運営業務を遂行する BTO (Build-Transfer-Operate)方式により実施します。

## 4. 市の支払について

対象設備の整備・維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務のサービス対価として、市が選定事業者に対し次の費用を支払うものとします。

# (1)対象設備の設計・施工・工事監理に係る費用

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち対象設備の設計・施工・ 工事監理等に係る費用(設計費、建設工事費(直接工事費及び共通費)、工事監理 費、各種手続・申請費、各種調査・対策費、市への所有権移転に伴う費用、事業 者の開業に伴う諸費用、建中金利、ファイナンス組成費、保険料及びその他の費 用を含みます。以下「設備整備費等」といいます。)については、運用開始時から 事業期間終了時までの間、市と選定事業者との間で締結する枚方市学習環境整備 PFI 事業契約書(以下「事業契約書」といいます。)に定める額を割賦方式により、 選定事業者に対して支払います。

なお、設備整備費等の一部については、起債等の充当を予定しています。

- (2)対象設備の維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務に係る費用 市は、対象設備維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務に係る費用(以下 「維持管理運営費相当額」といいます。)について、運用開始時から事業期間終了 時までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払います。
- 第3. 市が直接事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価
  - 1. 経費算出による定量的評価
  - (1) 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の 提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表 2 財政負担見込額の算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合		
事業類型		サービス購入型		
事業期間	事業契約締結日から、平成 33 年 3 月 31 日まで(約 13 年間)			
	・空気調和設備 2,001 室(小中学校の教室等及び幼稚園遊戯室)			
	・緑のじゅうたん 1,000 ㎡/校(対象:小中学校)			
整備規模	・緑のカーテン 6 教室分/校(対象:小中学校)			
	・植樹(対象:小中学校)			
	・環境学習企画支援等(小中学校及び幼稚園)			
事業の方法	通常の公共事業	BTO 方式		
整備関連費用の想定	   従来方式での設計・施工手法に基	市が直接実施する場合と比べて一定		
	づき関連費用を想定	割合の縮減が実現するものとする		
	って   反と 受力 と心 に			
維持管理関連費用の想定	市が従来方式での委託を行うこ	PFI による委託を前提としたヒアリ		
	とを想定	ング結果等から想定		
		・起債等(年利 2.5%、10 年償還)		
資金調達条件	・一般財源	・民間資金(13 年償還)		
	・起債等(年利 2.5%、10 年償還)	1~ 5年:年利2.5%		
		6~13年:年利3.0%		
		1		
割引率	3.0%(過去 10 年の長期国債の平均応募者利回り等を参考に設定)			
物価上昇率	0.0%(過去 10 年の対前年比消費者物価指数平均上昇率等を参考に設定)			

# (2)算出方法及び評価の結果

算出に当たっての前提条件を基に、市が直接実施した場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を市が直接事業を実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合には、事業期間中の財政負担額について約9%(現在価値比較)の削減を期待することができます。

また、事業者が分担するリスクについては、具体的な数値による算定ではなく

定性的な評価によることとしました。

# 2. PFI 方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、財政の効率的指標(VFM)の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できます。

# (1)対象校における空気調和設備の一括・早期導入

本事業では、PFI 方式を用いることにより、対象校における対象設備を一括・早期に導入することができ、児童に対する快適な教育環境の提供が、早期に可能になるとともに、導入時期のずれによる教育環境の対象校間の格差発生を避けることができると期待できます。

#### (2)効率的な事業の実施

本事業では PFI 方式を用い、対象設備の整備・維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務までを一括して民間事業者に任せることにより、事業の効率化が図られるとともに、民間事業者の創意工夫による品質確保と費用の最小化を視野に入れた対象設備の整備・維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務が実施されるものと期待できます。

#### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、 その責任分担を市と選定事業者との間で明確化することによって、問題発生時に おける適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業 運営の確保が期待できます。

#### (4)財政支出の平準化

市が直接実施する場合は、工事実施期間に事業費の支出が集中するが、PFI方式で実施する場合は、対象設備の整備・維持管理及び環境学習企画支援等の運営業務に要する費用をサービス対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能になります。

## 3. 総合的評価の結果

本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、市が直接本事業を実施する場合と比較して、事業期間を通じた市の財政負担額について約9%の削減を期待することができるとともに、定性的事項についても効果を期待することができます。

以上の結果、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認められるため、本事業を PFI 法第 6 条に基づき特定事業として選定します。

(枚方市教育委員会事務局 管理部 教育施設課)